

平成31年3月1日

## 懲戒処分の公表について

次のとおり懲戒処分を行いましたので、その内容を公表します。

1 被処分職員 館山消防署 係長 消防司令補 47歳 男性

2 処分内容 懲戒処分 停職2箇月

3 処分理由

平成30年6月から12月にかけて、館山消防署職員が食材や新聞等購入のため集めていた現金を3回にわたり合計18,000円無断で私的に流用し、その後の事情聴取においてその事実を認め、全額を返金しました。他人の財物を無断で私的に流用したことは、全体の奉仕者である公務員としてあるまじき行為で、住民の信頼を著しく損なうものであることから懲戒処分としました。

4 処分年月日 平成31年2月28日

5 管理監督者の処分

同日付で、適正に部下の服務管理をすべき指導管理的立場にある関係職員を処分しました。

消 防 長	厳重注意
次長兼館山消防署署長	厳重注意（文書）
館山消防署副署長	厳重注意

6 消防本部としての再発防止対策

- ① 綱紀を肅正し、法令及び服務規程等の研修会を開催し、職員としての自覚、服務規律を確保する。
- ② 各所属において不祥事再発防止に向けミーティングを定期的実施し、職員の意識向上に努める。